

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年5月 / 日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第40号

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則の一部を
改正する規則

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則（平成21年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」を「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例」に、「第13条第8項」を「第12条第8項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。